

弥富市中学校再編委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、弥富市中学校再編委員会（以下「委員会」という。）の設置、運営等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 弥富市立中学校の再編を円滑に行うために必要な諸事項及び基本的問題等について、検討及び調整するため、委員会を設置する。

(所掌事務)

第3条 委員会の所掌事務は、次に掲げる事項について協議し、その結果を教育委員会に報告する。

- (1) 教育計画に関する事項
- (2) 学校運営に関する事項
- (3) 施設・設備に関する事項
- (4) 前各号に掲げるもののほか、再編に向けて必要な事項

(組織)

第4条 委員会は、委員20人程度で組織し、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する委員をもって構成する。

- (1) 保護者を代表する者
 - (2) 地域を代表する者
 - (3) 学校を代表する者
 - (4) 教育委員会を代表する者
 - (5) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認めるもの
- 2 委員会に委員長及び副委員長を置く。
- 3 委員長は委員の互選によりこれを定めるものとし、副委員長は、委員長が任命する。
- 4 委員長は、委員会の会務を総括し、会議の議長となる。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から第3条の所掌事務が終了するまでとする。

- 2 委員が前条第1項の規定に該当しなくなった場合は、委員の職を辞したものとみなし、補欠委員を選任する。
- 3 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議の招集等)

第6条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 会議の議案は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員会は、必要に応じて関係者の出席者を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(検討部会)

第7条 委員会に、第3条に規定する所掌事務の細部について検討及び調整するため、検討部会を置くことができる。

- 2 検討部会は、再編委員会の指示により、所掌事務に係る調査、検討、調整及び関連する業務を行うものとし、その経過及び結果を再編委員会へ報告するものとする。
- 3 検討部会の構成員は、再編関係校職員及び学校教育課職員、財政課職員をもって組織する。
- 4 検討部会は、部会長、副部会長及び検討部員で組織し、部会長及び副部会長は検討部員の互選により定める。

- 5 検討部会は、部会長が招集し、運営については、第6条の規定を準用する。
- 6 部会長は、検討部会の業務を総理する。
- 7 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(守秘義務)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(教育委員会への報告)

第9条 再編委員会は、第3条に規定する事項の協議及び検討結果について、教育委員会へ報告するとともに、市民への広報に努めるものとする。

(設置期間)

第10条 委員会の設置期間は、委員会を立ち上げた日から所掌事務が完了するまでとする。

(事務局)

第11条 委員会の事務局は、教育委員会学校教育課に置く。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営等に関し、必要な事項は、委員長がその都度会議に諮って、定める。

附則

この要綱は、令和5年1月19日から施行する。